教育訓練協定書

           と           とは、事業活動の縮⼩に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１．教育訓練の実施主体

２．教育訓練の実施施設

３．教育訓練の内容

４．教育訓練の期間

教育訓練は、   年  ⽉  ⽇から   年  ⽉  ⽇までの間において、   これらの⽇を含め、  ⽇間実施する。

５．教育訓練の指導員（講師）

６．教育訓練の対象者等

（１）対象となる部⾨等

（２）教育訓練実施⽇の受講⼈数は概ね  ⼈とする。

（３）その他の事項

７．賃⾦の⽀払い基準

教育訓練受講⽇に、次の基準により算定した額の賃⾦を⽀払うものとする。

（１）１⽇当たりの額の算定⽅法

イ.⽉ごとに⽀払う賃⾦  ⽉額÷

ロ.⽇ごとに⽀払う賃⾦  その額

ハ.時間ごとに⽀払う賃⾦ 時間額×

（２）対象となる賃⾦

（３）⽀給率

（４）その他の事項

８．雑則

この協定は   年  ⽉  ⽇に発効し、   年  ⽉  ⽇に失効する。

     年  ⽉  ⽇

事業所名称   ㊞

事業主⽒名   ㊞

労働組合名   ㊞

労働者代表名   ㊞